

株式会社フェイスネットワーク

定 款

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社フェイスネットワークと称し、英文では FaithNetwork Co.,Ltd と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 不動産の売買、貸借及びその仲介、管理並びに不動産の売買、貸借の代理
2. 土地の造成及び地域開発の調査並びに企画に関する業務
3. 店舗内装、店舗レイアウトの企画、設計、施工に関する業務並びにこれらのコンサルタント業務
4. 不動産に関するコンサルティング及びファイナンシャルプランニング業務
5. 建築及び土木工事業
6. 建築並びにこれに伴う設備の設計、建物の監理業務及び地域の造成計画
7. 駐車場の経営
8. 駐車場設備に関する機械及び機器の販売、賃貸、リース及び保守
9. 駐車場設備工事の設計及び施工
10. トランクルームサービス
11. 経営コンサルタント業務
12. 店舗、ビル、ハウスクリーニング業務
13. 各種イベントの企画、制作
14. 飲食店業
15. 損害保険の代理業
16. 生命保険加入見込者の紹介業務及び生命保険の募集に関する業務
17. 古物の売買
18. 太陽光発電システムの設計、施工、保守及び管理
19. 発電及び売電に関する事業
20. ウェブメディア、ウェブサイト、ウェブコンテンツ等の企画、制作、開発、運営及び管理
21. 不動産特定共同事業法に基づく事業

- 22. 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業
- 23. 不動産、信託受益権、その他金融資産の運用業務
- 24. 出版業
- 25. 警備業
- 26. 美容業
- 27. インテリア、家具、美術工芸品、室内装飾品の販売
- 28. 食料品、茶葉の卸売り及びインターネット等を利用した通信販売
- 29. 屋外広告業
- 30. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1. 取締役会
- 2. 監査等委員会
- 3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3200万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及びその手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招 集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第17条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(電子提供措置等)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことが出来る。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第19条 当会社の取締役は10名以内とする。

- ② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とし、その過半数は社外取締役とする。

(取締役の選任の方法)

第20条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株

主の議決権の過半数をもって行う。ただし、監査等委員である取締役はそれ以外の取締役と区別して選任するものとする。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(任 期)

第21条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した監査等委員でない取締役の補欠として、又は増員により選任された監査等委員でない取締役の任期は、他の監査等委員でない在任取締役の任期の残存期間と同一とする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 会社を代表すべき取締役は、監査等委員でない取締役の中から取締役会の決議で定める。

- ② 代表取締役のうち1名は取締役社長とし、当会社の業務を執行する。
- ③ 取締役会の決議により、監査等委員でない取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。
- ④ 取締役会の決議により、監査等委員でない取締役の中から業務執行取締役を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会の議長は、社外取締役の中から取締役会の決議によって定める。

- ② 取締役会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の議長が招集する。
- ③ 取締役会の議長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催

することができる。

（重要な業務執行の委任）

第25条 取締役会は、その決議によって会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部の決定を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議の方法）

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した当該取締役の過半数をもって行う。

② 当会社は会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第27条 取締役会の議事については、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

（取締役会規程）

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

（報酬等）

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等はそれ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議によって定めるものとする。

（取締役の責任限定契約）

第30条 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

（取締役の責任免除）

第31条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第

1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で、その責任を免除することができる。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会)

第32条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

(監査等委員会の招集通知)

第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第34条 監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任の方法)

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の責任限定契約)

第37条 当社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度と

して責任を負担する契約を締結することができる。

(会計監査人の責任免除)

第38条 当社は、会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で、その責任を免除することができる。

第7章 計 算

(事業年度)

第39条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第40条 当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第41条 当社は、毎年3月31日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して期末配当を行うことができる。

② 当社は、毎年9月30日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。

③ 前二項に定めるもののほか、当社は、当社が定めた基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当を行うことができる。

(配当の除斥期間)

第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 前項の配当金には、利息を付けない。

附 則

第1条 当社は、第20回定時株主総会前の行為に関する会社法第423条第1項所定の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の

限度において、取締役会の決議によって免除することができる。ただし、各監査等委員の同意を要するものとする。

第2条 当社は、第20回定時株主総会前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。ただし、各監査等委員の同意を要するものとする。